

令和6年度

ひたちなか市中小企業融資制度事務取扱要項

令和6年4月

ひたちなか市

## 目 次

1. ひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則	1
2. ひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則	4
3. ひたちなか市中小企業融資制度一覧	9
4. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務取扱基準	10
4-1. 融資対象企業	10
4-2. 資金使途	12
4-3. 保証人及び担保	14
4-4. 申込に関する要件	14
4-5. その他	15
5. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務の手続きについて	16
5-1. 事業資金融資(振興金融, 自治金融, 特別小口保証)及び経済活性化資金(500万円超)	16
5-2. ひたちなか特別融資(短期資金, 経済活性化資金(500万円以内))	18
5-3. 融資あっせん後の事務手続き	20
5-4. 必要書類一覧	22
5-5. 取扱金融機関一覧	23
5-6. 関係機関一覧	23
6. 融資関連補助制度	28
6-1. ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助制度	28
6-2. ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給制度	32
7. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」認定基準一覧	34
中小企業信用保険法第2条第5項第4号の申請手続きについて	36
中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ)－①, ②, ③(業種)の申請手続きについて	39
中小企業信用保険法第2条第5項第6号(破綻金融機関等)の申請手続きについて	46
中小企業信用保険法第2条第5項第7号(金融取引の調整)の申請手続きについて	48
委任状	50



# 1. ひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則

平成10年2月27日

規則第4号

(目的)

第1条 この規則は、市内の中小企業者に対する事業経営上必要な資金の融資とこれに関する保証をあっせんし、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

(保証機関及び融資機関)

第3条 保証機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）とし、融資機関は、保証協会と債務保証に関する約定を締結している金融機関のうち市長が適当と認めたものとする。

(融資保証あっせんの対象者)

第4条 この規則によって融資保証あっせんを受けることができるものは、次に掲げる要件を備えている中小企業者とする。ただし、保証協会の代位弁済を受けて、これを完済していない者は、この限りでない。

- (1) 個人は市内に1年以上居住し、法人は市内に1年以上事業所を有していること。
- (2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種に属する同一事業を継続して1年以上営んでいること。
- (3) 市税に未納がないこと。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、特別小口保証を適用する場合にあっては、保証協会の定める要件を備えていること。

(融資保証あっせんの対象資金等)

第5条 融資保証あっせんの対象となる金融の種類、資金の種類、融資期間及び融資額は、次の表のとおりとする。ただし、あっせんを受けることのできる資金は保証協会の保証対象となるものとする。

金融の種類	資金の種類	融資期間	融資額
振興金融	設備資金	7年以内	2,000万円以内
	運転資金		
自治金融	設備資金	7年以内	1,000万円以内
	運転資金		
	特別小口保証 設備資金		
	特別小口保証 運転資金		

(融資保証あっせん総額の最高限度)

第6条 市長があっせんできる融資保証残高の最高限度は、保証協会の定めるところによる。

(貸付の形式)

第7条 この規則によってあっせんする融資保証の貸付形式は、証書貸付とし、返済方法は、元金均等月賦返済とする。ただし、設備資金に限り、振興金融にあっては1年以内、自治金融にあっては6月以内の据置期間を設けることができる。

(保証人及び担保)

第8条 この規則によってあつせんする融資保証については、連帯保証人は、原則として当該あつせんする融資保証を受ける法人の代表者とする。

2 この規則によってあつせんする融資保証については、振興金融にあつては原則として、自治金融にあつては必要に応じて物的担保を徴するものとする。

3 特別小口保証を適用する場合には、前2項の規定は適用しない。

(あつせんの申込み)

第9条 融資保証あつせんを受けようとする中小企業者は、別に定める申込書を、市長に提出しなければならない。

(融資保証あつせんの手続)

第10条 市長は、前条の規定による申込書の提出があつた場合は、これを調査し、保証協会及び融資機関との協議を経て、その融資保証あつせんの適否を決定した後に、あつせんの手続を行うものとする。

(資金用途及び融資条件の変更)

第11条 融資保証あつせんを受けた中小企業者が、その資金の用途又は融資条件を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(調査、指示権)

第12条 市長は、この規則によるあつせんに係る融資金に関し、必要な限度において被あつせん者について調査し、若しくは報告を徴し、又は指示することができる。

(被あつせん者の報告義務)

第13条 融資保証あつせんを受けた中小企業者は、その事業経営に関し重大な障害事情が生じたときは、市長に直ちに報告しなければならない。

(保証機関及び融資機関の報告)

第14条 市長は、保証協会又は融資機関に対し、この規則による保証付貸付金について必要な事項の報告を求めることができる。

(損失補償)

第15条 市長は、この規則による中小企業者の債務について保証協会が代位弁済したときは、保証協会の損失分について、その2分の1に相当する金額を保証協会に補償するものとする。

2 市長は、前項の補償をするため、保証協会に予算の範囲内において基金を寄託するものとする。

(信用保証料の補給)

第16条 この規則による保証付貸付金にかかる信用保証料は、市がその全額を補給するものとする。

(他機関との契約)

第17条 市長は、この規則の実施について保証協会又は融資機関との間に必要な契約を締結することができる。

(事務の委託)

第18条 市長は、この規則による融資保証あつせん事務をひたちなか商工会議所に委託できるものとする。

(補則)

第19条 この規則の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則の規定により融資保証あっせんを受けたものは、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成10年規則第35号)

この規則は、平成10年11月16日から施行する。

付 則 (平成16年規則第11号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月5日から施行する。

付 則 (平成18年規則第58号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

付 則 (平成25年規則第6号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年規則第8号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 2. ひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則

平成10年2月27日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、市内中小企業者に対し、事業経営上必要な資金の融資あっせんを行うとともに、信用保証料の補給を行い、もって中小企業の経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。

(融資機関及び保証機関)

第3条 融資機関は、市長が適当と認めた金融機関（以下「金融機関」という。）とし、保証機関は、茨城県信用保証協会（以下「保証協会」という。）とする。

(資金の預託)

第4条 市長は、金融機関に対し、予算の範囲内において融資資金を預託するものとし、この預託は無利息とする。

2 金融機関は、預託金の3倍相当額の融資を行うものとする。

(資金の種類及び内容)

第5条 この規則によって融資あっせんの対象となる資金の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 短期資金 事業経営上必要な設備資金及び運転資金

(2) 経済活性化資金

ア 商業活性化資金 店舗の新築、増改築、改装及びこれに伴う設備の改善のための資金並びに入店に要する資金

イ 設備導入資金 経営基盤の強化を図るための設備又はプログラム導入資金

ウ 観光施設整備資金 ホテル、旅館又は民宿の新築、増改築、改装及び関連施設の整備に要する資金

エ 事業転換資金 経済環境の変化及び経営の悪化に対応して事業の転換又は多角化を図るための運転資金及び設備資金

オ 経営安定資金 取引先企業の倒産、経済的環境の急激な変動等により著しい影響を受けている中小企業者の経営の安定化を図るための運転資金

(融資あっせんの対象者)

第6条 この規則によって融資あっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている中小企業者とする。ただし、保証協会の代位弁済を受けて、これを完済していない者は、この限りでない。

(1) 個人は市内に6月以上居住し、法人は市内に6月以上事業所を有していること。

(2) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に定める業種で同一事業を継続して6月以上営んでいること。

(3) 市税に未納がないこと。

(4) 商業活性化資金にあっては、市内に店舗を有し、小売業、飲食業又はサービス業を現に

営んでいる者

- (5) 設備導入資金にあつては、市内に事業所を有し、事業を現に営んでいる者
- (6) 観光施設整備資金にあつては、市内でホテル業、旅館業又は民宿業を現に営んでいる者
- (7) 事業転換資金にあつては、経済環境の変化及び経営の悪化に対応して日本標準産業分類の細分類に属する業種から他の細分類に属する業種への転換又は多角化を図る者
- (8) 経営安定資金にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定に基づき市長の認定を受けた者

(融資あつせんの資金の融資期間等)

第7条 融資あつせんの対象となる資金の融資期間、融資額、貸付形式及び返済方法については、次の表のとおりとする。

資金名		融資期間	融資額	貸付形式及び返済方法
短期資金	設備資金	5年以内	500万円以内	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。
	運転資金	3年以内		
経済活性化資金	商業活性化資金	10年以内	3,000万円以内	証書貸付 元金均等月賦返済 据置期間1年以内
	設備導入資金			
	観光施設整備資金			
	事業転換資金	7年以内	1,500万円以内	
	経営安定資金			

(金利)

第8条 この規則によって融資あつせんする資金の金利は、固定金利とし、自治金融の金利から次の表の左欄に掲げる資金の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める率を減じた率とする。

資金名		率	
短期資金		1.1%	
経済活性化資金	商業活性化資金	3年以内	1.0%
	設備導入資金	7年以内	0.7%
	観光施設整備資金	10年以内	0.5%
	事業転換資金	3年以内	1.1%
	経営安定資金	7年以内	0.8%

2 前項の自治金融の金利が年2.6パーセントを下回るときは、当該自治金融の金利は、年2.6パーセントとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、短期資金及び融資期間3年以内の経営安定資金（以下この項において「短期資金等」という。）に係る融資あつせんする資金の金利は、前項の規定によりみなした金利から短期資金等に係る第1項に定める率を減じた率が同項の自治金融の金利を上回る場合は、同項の自治金融の金利とする。

(同一企業に対する融資あつせんの最高限度額)

第9条 この規則によって同一企業に対し融資あつせんする資金の最高限度額は、短期資金にあつては500万円、経済活性化資金にあつては3,000万円、両資金合わせて3,500万円とする。

(保証人及び担保)

第10条 この規則によってあつせんする融資については、連帯保証人は、原則として当該あつせんする融資を受ける法人の代表者とする。

2 この規則によってあつせんする融資については、必要に応じて物的担保を徴するものとする。

(その他の条件)

第11条 この規則によってあつせんする融資の保証その他の条件については、取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。

(あつせんの申込み)

第12条 この規則により融資あつせんを受けようとする中小企業者は、別に定める融資あつせん申込書を、市長に提出しなければならない。

(融資あつせんの手続)

第13条 市長は、前条の規定による申込書の提出があった場合は、これを調査し、適当と認められる場合は、融資あつせん手続を行うものとする。ただし、500万円を超える資金にあっては、保証協会及び金融機関との協議を経て、その融資あつせんの適否を決定した後に、あつせんの手続を行うものとする。

(資金用途及び融資条件の変更)

第14条 融資あつせんを受けた中小企業者が、その資金の用途又は融資条件を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(調査、指示権)

第15条 市長は、この規則によるあつせんに係る融資金に関し、必要な限度において被あつせん者について調査し、若しくは報告を徴し、又は指示することができる。

(被あつせん者の報告義務)

第16条 融資あつせんを受けた中小企業者が、その事業経営に関し重大な障害事情が生じたときは、市長に直ちに報告しなければならない。

(報告)

第17条 市長は、保証協会又は金融機関に対し、この規則による融資あつせんを行った貸付金について必要な事項の報告を求めることができる。

(信用保証料の補給)

第18条 この規則による融資あつせんをする貸付金は、原則として保証協会の保証付とし、信用保証料は、市がその全額を補給するものとする。

(他機関との契約)

第19条 市長は、この規則の実施について保証協会又は金融機関との間に必要な契約を締結することができる。

(事務の委託)

第20条 市長は、この規則による融資あつせん事務をひたちなか商工会議所に委託することができる。

(補則)

第21条 この規則の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前のひたちなか市中小企業特別融資あつせん規則の規定により融資のあつせんを受けたものは、この規則の相当規定によりなされたものとみな

す。

(短期資金に係る金利の特例)

- 3 第8条の規定の適用については、平成21年3月16日から令和7年3月31日までの間、同条第2項中「前項の自治金融の金利が年2.6パーセントを下回るときは、当該自治金融の金利は、年2.6パーセント」とあるのは「前項の自治金融の金利は、同項の表に掲げる短期資金にあっては、当該自治金融の金利を年2.0パーセントとみなし、同項の表に掲げる経済活性化資金にあっては、当該自治金融の金利が年2.6パーセントを下回るときは、当該自治金融の金利を年2.6パーセント」と、同条第3項中「短期資金及び融資期間3年以内の経営安定資金（以下この項において「短期資金等」という。）」とあるのは「融資期間3年以内の経営安定資金（以下この項において「経営安定資金」という。）」と、「短期資金等に係る」とあるのは「経営安定資金に係る」とする。

付 則（平成10年規則第34号）

この規則は、平成10年11月16日から施行する。

付 則（平成12年規則第39号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成13年規則第25号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。

付 則（平成15年規則第37号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年6月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第12号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成16年規則第39号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則（平成17年規則第4号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月5日から施行する。

付 則（平成18年規則第59号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

付 則（平成19年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年規則第5号）

この規則は、平成21年3月16日から施行する。

付 則（平成22年規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成25年規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和2年規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年規則第36号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年規則第17号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和6年規則第16号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 3. ひたちなか市中小企業融資制度一覧

	事業資金融資			ひたちなか特別融資					
	振興金融	自治金融	特別小口保証	短期資金	経済活性化資金				
					商業活性化資金	設備導入資金	観光施設整備資金	事業転換資金	経営安定資金
資金内容	事業経営上必要な設備・運転資金			事業経営上必要な設備・運転資金	設備資金 (店舗の新築, 増改築, 改装及びこれに伴う設備の改善のための資金並びに入店に要する資金)	設備資金 (経営基盤の強化を図るための設備又はプログラム導入資金)	設備資金 (ホテル, 旅館又は民宿の新築, 増改築, 改装及び関連施設の整備に要する費用)	設備・運転資金 (事業の転換又は多角化を図るための運転資金及び設備資金)	運転資金 (中小企業者の経営の安定化を図るための運転資金)
融 資 限 度 額	設備2,000万円 運転2,000万円 併用2,000万円	設備1,000万円 運転1,000万円 併用1,000万円	設備1,000万円 運転1,000万円 併用1,000万円	500万円	3,000万円			1,500万円	
					経済活性化資金の併用3,000万円				
					短期資金・経済活性化資金の併用3,500万円				
融資期間	設備 7年以内 (据置期間1年以内) 運転 7年以内 併用 7年以内	設備 7年以内 (据置期間6月以内) 運転 7年以内 併用 7年以内	設備 7年以内 (据置期間6月以内) 運転 7年以内 併用 7年以内	設備 5年以内 運転 3年以内 併用 3年以内	10年以内 (据置期間1年以内)			7年以内 (据置期間1年以内)	
保証人	原則として融資保証を受ける法人の代表者とする。※		不要	原則として融資を受ける法人の代表者とする。※					
担 保	原則として, 物的担保を徴する。	必要に応じて, 物的担保を徴する。	不要	必要に応じて, 物的担保を徴する。					
貸付形式及び返済方法	証書貸付 元金均等月賦返済			取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる。	証書貸付 元金均等月賦返済				
対 象 者 要 件	(1)個人は市内に1年以上居住し, 法人は市内に1年以上事業所を有していること。 (2)同一事業を継続して1年以上営んでいること。 (3)市税に未納がないこと。 (4)特別小口保証にあっては, 保証協会の定める要件を備えていること。			(1)個人は市内に6月以上居住し, 法人は市内に6月以上事業所を有していること。 (2)同一事業を継続して6月以上営んでいること。 (3)市税に未納がないこと。 (4)市外の店舗・事業所にかかる資金は対象となりません。 その他, ひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則第6条に規定するとおり。					

※ただし、「経営者保証に関するガイドライン」により、茨城県信用保証協会が一定の要件を満たしたと判断した場合には、この限りではない。

## 4. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務取扱基準

### 4-1. 融資対象企業

本制度を利用できる対象者については、ひたちなか市中小企業事業資金融資あっせん規則第4条又はひたちなか市中小企業特別融資あっせん規則第6条に規定するほか、以下の要件を備えた茨城県信用保証協会の保証を利用できる中小企業者が対象となります。

#### (1) 所在要件

**事業資金融資**…個人は市内に1年以上居住し、法人は市内に1年以上事業所を有していること。

**ひたちなか特別融資**…個人は市内に6月以上居住し、法人は市内に6月以上事業所を有していること。

法人の場合で、市外に本店があり市内に支店がある場合は、市内支店にかかる融資申込であり、市内支店にかかる商業登記をしていること又は「法人の設立等に関する申告書」（ひたちなか市市税条例施行規則（平成6年規則第30号）様式107号）をひたちなか市に提出していることが必要になります。

また、市内に1年以上居住する個人が、法人化して1年に満たない場合でも、同一事業を継続して営んでいれば対象となります。法人から個人の場合も同様です。

#### (2) 営業経歴

**事業資金融資**…同一事業を継続して1年以上営んでいること。

**ひたちなか特別融資**…同一事業を継続して6月以上営んでいること。

#### (3) 納 税

納期到来分の市税（市民税、固定資産税、軽自動車税等）に未納がないこと。

#### (4) 企業規模

個人の場合は、下表に掲げる常時使用する従業員数に該当し、法人の場合は、資本金又は常時使用する従業員数のいずれか一方に該当すれば対象となります。

業 種	資本金（出資金）	常時使用する従業員
製造業・その他（注）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

また、医療業にあつては、資本金にかかわらず常時使用する従業員数が100人以下の個人事業者、または300人以下の医療法人は対象となります。

（注）印刷業、出版業、木材抜出業、鉱業、土石採取業、建設業、運送業、貨物運送取扱事業（鉄道又は軌道に係るものに限る。）、倉庫業、不動産業、電気・ガス・熱供給・水道業、保険業

## (5) 業 種

次の保証対象外業種を除き，ほとんどの業種が保証の対象となり，融資を受けることができます。

保 証 対象外業種	摘 要
農業及び農業に 附帯するサービ ス業	ただし，次の業種は対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒茶，仕上茶の製造業</li> <li>・ 蚕種製造，製造請負業</li> <li>・ 菌床栽培方式きのこ生産業</li> <li>・ かいわれ大根製造業</li> </ul> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> 製造加工設備を有するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業，ふ卵請負業</li> <li>・ 家畜貸付業</li> <li>・ 園芸サービス業</li> <li>・ 蹄鉄修理業</li> </ul>
林 業	ただし，次の業種は対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材伐出業及び木材伐出請負業</li> <li>・ 製造加工設備を有する製薪業（請負を含む）と木炭製造業（請負を含む）</li> </ul>
漁 業	ただし，次の業種は対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工まで一貫して行う真珠養殖業</li> </ul>
風俗営業飲食業	ただし，次の業種は対象になります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供を主目的とするもの</li> </ul>
その他の保証対象外業種	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融，保険業（ただし，クレジットカード業，割賦金融業，金融商品取引業，投資助言・代理業，投資運用業，商品先物取引業，商品投資顧問業，その他の商品先物取引業，商品投資顧問業，その他の補助的金融業，金融付帯業，金融商品仲介業，生命保険媒介業，損害保険代理業，損害査定業は対象）</li> <li>・ 特殊浴場業のうち風俗関連営業</li> <li>・ 娯楽業のうち風俗関連営業</li> <li>・ 競輪・競馬等の競走場</li> <li>・ 競輪・競馬等の競技団</li> <li>・ パチンコホール</li> <li>・ ビンゴゲーム場，射的場，スロットマシン場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸ぎ業（置屋及び検番は対象）</li> <li>・ 競輪・競馬等予想業</li> <li>・ 場外馬券及び車券売場</li> <li>・ 芸ぎ周旋業</li> <li>・ 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの</li> <li>・ 易断所・観相業</li> <li>・ 相場案内業</li> <li>・ 集金業・取立業（公共料金又はこれに準ずるものに関する集金・取立業は対象）</li> <li>・ 学校（特殊教育諸学校，幼稚園，専修学校及び諸学校で学校法人が経営するもの）</li> <li>・ 宗教，政治・経済・文化団体</li> </ul>

不動産賃貸業の場合，居住を目的とした建物等（アパート・貸家等）を賃貸する事業者については，5棟又は10世帯以上の賃貸をしている者又はその見込みのある者，あるいは不動産賃貸による収入が全収入の50%以上を占める者又はその見込みのある者を対象とします。また，事業を目的とした建物等（事務所，倉庫，店舗等）を賃貸する事業者については，1棟又は1店舗以上の賃貸をしている者又はその見込みのある者を対象とします。

## (6) 許認可等

保証対象業種であって、許可・登録等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

許認可内容は営業の実態と一致しており、法人の場合は、商業登記簿謄本の営業目的と合致していることとします。また、許認可名義人は納税者名義人と原則として同一人であることとします。

## (7) 次の事項に該当しない中小企業者

- ・信用保証協会が代位弁済し、現在求償債務が残っている中小企業者。又は、求償債務完済後1年経過していない中小企業者。
- ・銀行取引停止処分を受けている中小企業者。法人代表者が銀行取引停止処分を受けている当該法人。
- ・融資について延滞等の債務不履行がある中小企業者。

## (8) 特別小口保証を適用する場合の対象要件

- ・常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業にあつては5人）以下の法人及び個人。
- ・申込日以前1年間に納期の到来した所得税、法人税、事業税又は所得割のある市県民税のいずれかについて課税があり、これを完納していること。
- ・特別小口保証を適用する場合、他の融資制度との併用申込みはできません。

## 4-2. 資金使途

### (1) 事業資金融資（振興金融，自治金融，特別小口保証）

- ・事業経営上必要な設備資金及び運転資金を対象とします。  
設備資金…工場，店舗の建築・改装資金，機械設備，車両等の購入資金等  
運転資金…仕入資金，諸経費の支払資金等

### (2) ひたちなか特別融資（短期資金，経済活性化資金）

- ① **短期資金**…事業経営上必要な設備資金及び運転資金を対象とします。市外の店舗・事業所にかかる資金は対象となりません。
- ② **経済活性化資金**…次に掲げる商業活性化資金，設備導入資金，観光施設整備資金，事業転換資金，経営安定資金を対象とします。市外の店舗・事業所にかかる資金は対象となりません。

○**商業活性化資金**…市内に店舗を有し、小売業，飲食業又はサービス業を現に営んでいる者であつて、店舗の新築，増改築，改装及びこれに伴う設備の改善のための資金並びに入店に要する資金を対象とします。

- ・店舗の新築資金
- ・店舗の増改築及び改装資金

- ・上記にかかる敷地購入資金（但し、敷地のみの購入資金は対象となりません。）
- ・店舗に隣接する駐車場用地の購入・整備資金（店舗から離れているものは対象となりません。）
- ・店舗の新築又は増改築に合わせて設置する店舗設備の購入資金
- ・貸店舗（売場面積500㎡以下）又は空き店舗（3ヶ月以上）への入店資金（保証金、改装、付帯設備資金）
- ・店舗兼住宅の新築、増改築及び改装の場合、店舗部分のみが対象となり、その他の居宅部分等は対象となりません。
- ・店舗兼事務所の新築、増改築及び改装は対象となりますが、店舗部分を含まない事務室のみの増改築等は対象となりません。

**○設備導入資金**…市内に事業所を有し、事業を現に営んでいる者であって、経営基盤の強化を図るための設備又はプログラム導入資金を対象とします。

- ・経営基盤の強化を図るために新たに導入する必要があると認められる設備又はプログラム導入資金
- ・中古品は対象となりません。
- ・土地、建物及び車両の購入資金は対象となりません。但し、車両のうちクレーン付トラック等の特殊車両及び運送事業用車両（青ナンバー）は対象とします。

**○観光施設整備資金**…市内でホテル業、旅館業又は民宿業を現に営んでいる者であって、ホテル、旅館又は民宿の新築、増改築、改装及び関連施設の整備に要する資金を対象とします。

- ・ホテル、旅館又は民宿の新築資金
- ・ホテル、旅館又は民宿の増改築、改装資金
- ・関連施設の整備資金
- ・土地の購入資金は対象となりません。

**○事業転換資金**…経済環境の変化及び経営の悪化に対応して日本標準産業分類の細分類に属する業種から他の細分類に属する業種への転換又は多角化を図る者であって、事業の転換又は多角化を図るための運転資金及び設備資金を対象とします。

**○経営安定資金**…中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項各号の規定\*に基づき市長の認定を受けた者であって、経営の安定化を図るための運転資金を対象とします。

\* P.34～35参照

### (3) 事業資金融資・ひたちなか特別融資に共通する資金用途要件

- ・住宅建築資金、営業用以外の車両購入資金、消費資金等の事業外資金は対象となりません。
- ・営業用車両（3又は5ナンバー登録車両等）の購入資金については、1台あたり300万円を限度とします。但し、直接業務の用に供する自動車（運送業者のトラック、保冷自動車、送迎用自動車等）については、この限りではありません。

### 4-3. 保証人及び担保

#### (1) 連帯保証人

連帯保証人は、原則として法人代表者のみとします。但し、特別小口融資保証又は「経営者保証に関するガイドライン」等により、茨城県信用保証協会が一定の要件を満たしたと判断した場合には、法人代表者の連帯保証人についても不要です。

※令和2年4月1日の民法（債権法）改正に伴い、連帯保証人になる方に対し、茨城県信用保証協会より保証意思確認の手続き（公正証書の作成）が求められる場合があります。

※事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合、保証料率等に関する取扱いについては「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとします。

#### (2) 担保の徴収

担保の徴収については、茨城県信用保証協会の担保徴収の基準及び取扱いと同様とします。

### 4-4. 申込に関する要件

#### (1) 複数口・複数制度の併用申込みについて

- ・融資限度額以内であれば、設備資金・運転資金にかかわらず、複数口の申込みをすることができます。
- ・特別小口保証を除き、複数の融資制度の併用申込みができます。

#### (2) 借換え目的の申込みについて

- ・借換えであって、前残相殺を含めた融資あっせんの申込みをする場合は、元金の3分の1以上を返済した融資であり、当該融資の取扱金融機関及び茨城県信用保証協会の認めたものを対象とします。また、借換え先は市内の取扱金融機関とします。
- ・商業活性化資金、設備導入資金、観光施設整備資金の借換えはできません。

#### (3) 経営改善を要する中小企業者及び未決算の新規創業者からの申込案件の取扱いについて

下記のいずれかに該当し、経営改善を要する中小企業者、または未決算の新規創業者の申込みについては、「経営改善計画書（事業計画書）」（ひたちなか市中小企業融資制度様式1，2）\*及び「資金繰表」（同様式3）\*を添付してください。また、当該中小企業者（新規創業者を除く）については、あっせん機関等による指導を受けることとします。（\* P.24～26参照）

- ①自己資本・当期利益がともにマイナスになる場合
- ②借入金が売上高を超える場合
- ③本融資申込みにより、返済余力がマイナスになる場合

#### 個人

- ・青色申告の方

$(\text{減価償却費} + \text{青色申告特別控除前の金額}) \div 12 \text{ヶ月} < \text{新規・既存借入の約定返済月額}$

- ・白色申告の方

$(\text{所得} + \text{減価償却費}) \div 12 \text{ヶ月} < \text{新規・既存借入の約定返済月額}$

法人

(減価償却費＋経常利益の金額) ÷ 12ヶ月 < 新規・既存借入の約定返済月額

新規創業者 (未決算企業)

開業後の売上高合計額 < 借入金

#### 4-5. その他

この他、疑義を生じた場合又はこの基準に定めのない事項については、その都度、関係機関の協議により決定します。

## 5. ひたちなか市中小企業融資制度あっせん事務の手続きについて

### 5-1. 事業資金融資（振興金融，自治金融，特別小口保証）及び経済活性化資金（500万円超）

#### (1) 申込受付

あっせん機関は、中小企業者から融資あっせんの申込みがあったとき、「信用保証委託申込書」（以下「申込書」という）により受付を行い、「信用保証委託契約書」を申込者から徴求する。申込書を受け付ける場合には、まず申込者が本制度を利用するのに適格かどうか確認し、要件の全てを満たしているもののみ受付する。

受付は原則として毎週金曜日を締切日とし、翌週金曜日に関係機関の審査に付すものとするが、金曜日が休日の場合は直前の平日を締切日とする。ただし、下表に掲げる場合はこの限りではない。

締切日	審査に付す日
4月26日，5月2日，5月10日	5月17日
8月9日，8月16日	8月23日
10月25日，11月1日	11月8日
12月20日，12月27日	1月10日
2月21日，2月28日	2月7日

なお、令和7年1月の最初の締切日は1月10日とする。

#### (2) 取扱金融機関の指定，審査調書の作成

申込書を受け付けたあっせん機関は、申込者の指定する金融機関へ融資申込の確認の連絡をする。連絡を受けた金融機関は、預貸調査（調査時における取引金融機関全ての預貸状況の調査）を行ったうえで「審査調書」とともに「借入金の内訳書」を作成し、融資案件についての意見を「所見書」に纏め、これらをおっせん機関へ提出する。

#### (3) 実地調査及び関係機関協議

あっせん機関は、申込者について実地調査を行ったうえ（但し、既に経営指導等によりその申込者の実態を把握している場合は、この限りでない。）、融資あっせんの適否に関する協議のため、指定金融機関の作成した審査調書に所見書等を添えて、ひたちなか市並びに茨城県信用保証協会に提出する。

#### (4) 審査及びあっせんの決定

ひたちなか市並びに茨城県信用保証協会は、審査調書に基づき、融資保証あっせんの適否について審査・決定し、その結果をおっせん機関に報告する。

#### (5) 融資保証及び融資依頼

あっせん機関は、ひたちなか市並びに茨城県信用保証協会が共に融資保証あっせんについて適当であると決定した融資案件について、速やかに「融資保証依頼書（保証協会提出用）」及び「融資依頼書（金融機関提出用）」を作成し、申込書に必要書類を添付して、茨城県信用保証協会及

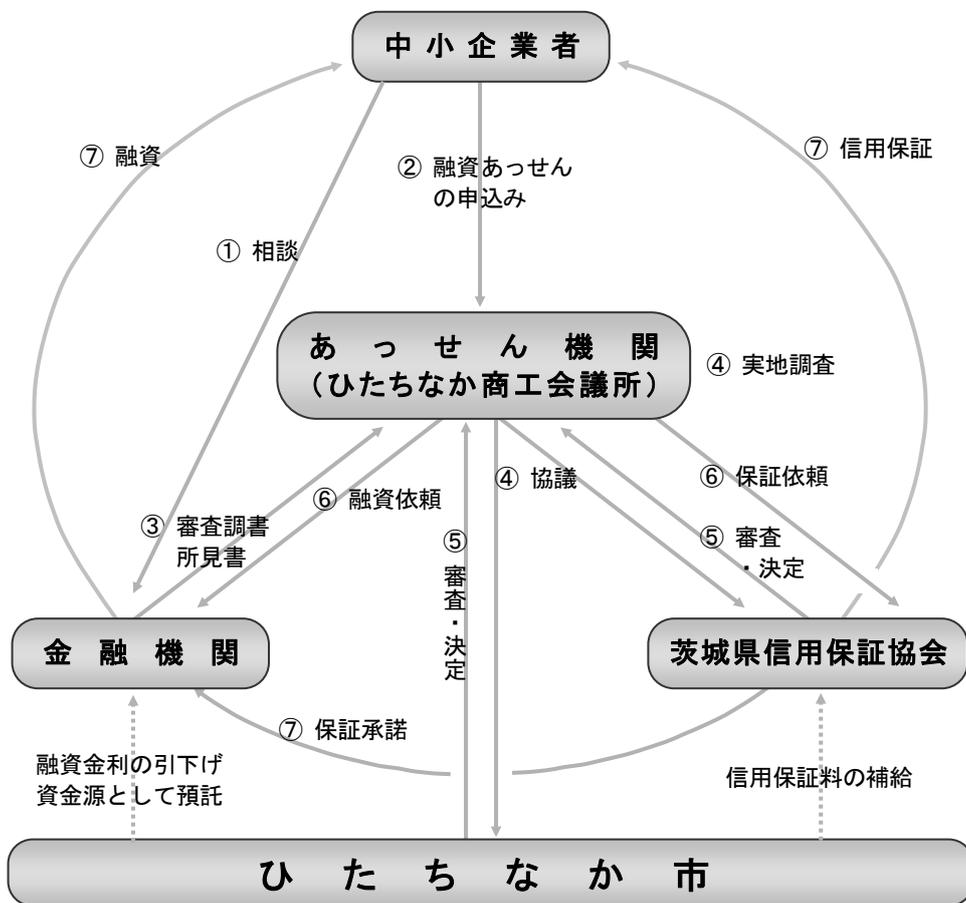
び指定金融機関にそれぞれ提出する。

### (6) 融資の実行

保証承諾の通知を受けた指定金融機関は、「信用保証書」に基づき、速やかに融資を実行する。

#### <事務手続きの流れ>

- ・事業資金融資（振興金融，自治金融，特別小口保証）の場合
- ・ひたちなか特別融資（経済活性化資金（500万円超））の場合



## 5-2. ひたちなか特別融資（短期資金、経済活性化資金（500万円以内））

### (1) 申込受付

あっせん機関は、中小企業者から融資あっせんの申込みがあったとき、「信用保証委託申込書」（以下「申込書」という）により受付を行い、「信用保証委託契約書」を申込者から徴求する。申込書を受け付ける場合には、先ず申込者が本制度を利用するのに適格かどうか確認し、要件の全てを満たしているもののみ受付する。

申込書を受け付けたあっせん機関は、申込者の指定する金融機関へ融資申込の確認の連絡をする。

### (2) 実地調査

あっせん機関は、申込者について実地調査を行う（但し、既に経営指導等によりその企業の実態を把握している場合は、この限りでない。）。

### (3) 審査及びあっせんの決定

あっせん機関は、申込み内容について審査し、融資あっせんの可否を決定する。

### (4) 融資保証及び融資依頼

あっせん機関は、融資あっせんを決定した融資案件について、速やかに「融資保証依頼書（保証協会提出用）」及び「融資依頼書（金融機関提出用）」を作成し、申込書に必要書類を添付して、茨城県信用保証協会及び指定金融機関にそれぞれ提出する。

### (5) 融資の実行

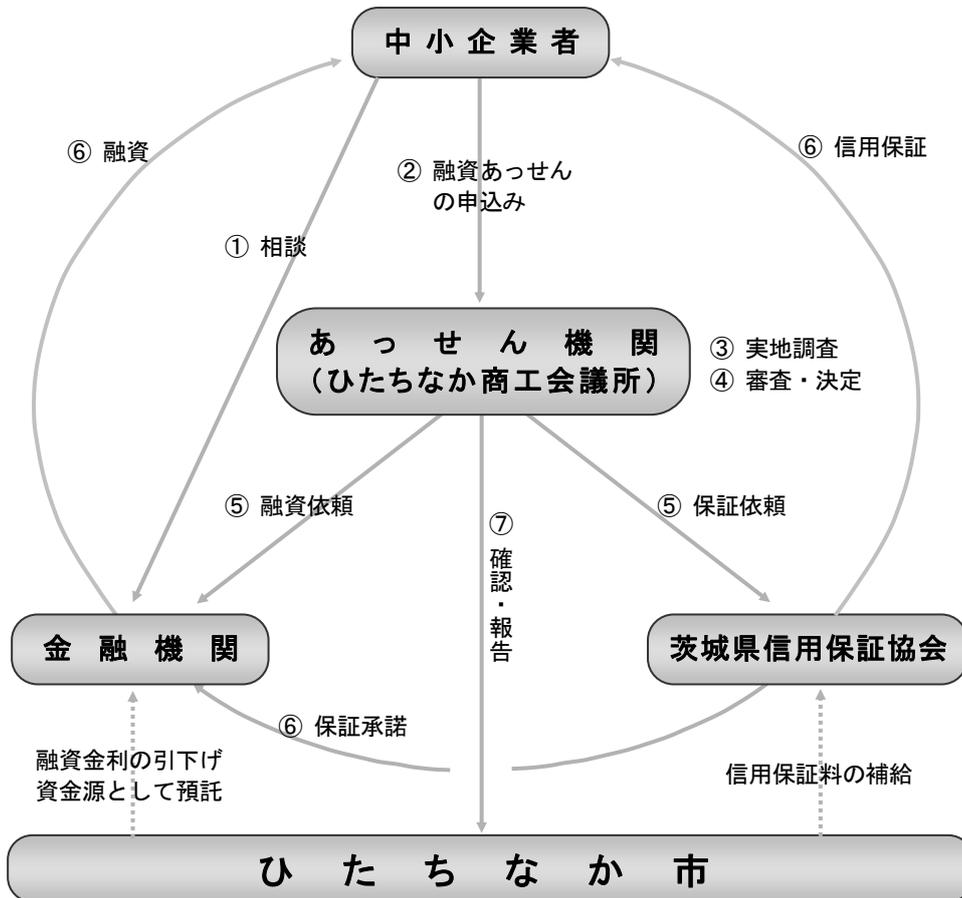
保証承諾の通知を受けた指定金融機関は、「信用保証書」に基づき、速やかに融資を実行する。

### (6) 融資あっせんの確認及び報告

あっせん機関は、各月の融資あっせん及び融資実行状況を取り纏め、ひたちなか市に報告する。

<事務手続きの流れ>

・ひたちなか特別融資（短期資金，経済活性化資金（500万円以内）の場合



### 5-3. 融資あっせん後の事務手続き

#### (1) 条件変更

##### ①保証条件変更申込書による条件変更

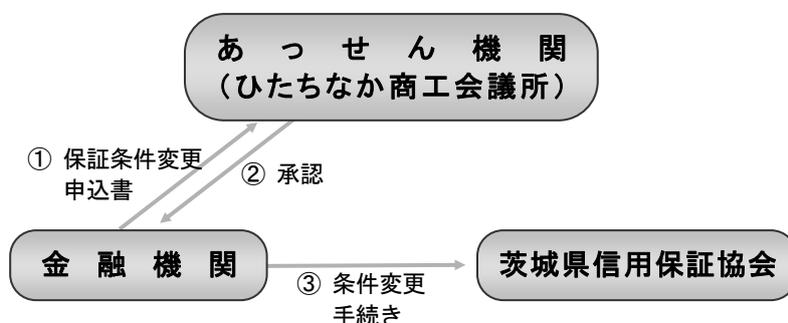
金融機関は、次の保証条件を変更する場合は、「保証条件変更申込書」にあっせん機関の承認を受けて、茨城県信用保証協会に条件変更の手続きをする。

変更事項

… 期間延長, 期間短縮, 被保証人, 連帯保証人, 担保, 特記事項, 返済方法, 貸付形式

あっせん機関は、金融機関から「保証条件変更申込書」による承認依頼があった場合は、速やかに審査し、適当と認められる場合は保証条件の承認をする。

##### <事務手続きの流れ>



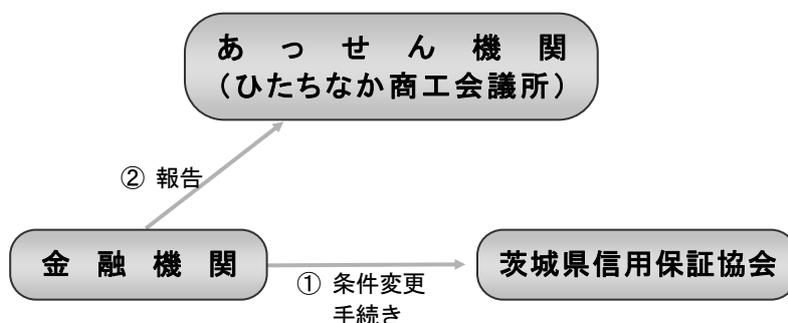
##### ②保証条件変更通知書による条件変更

金融機関は、次の保証条件を変更する場合は、「保証条件変更通知書」により茨城県信用保証協会に条件変更の手続きをする。この場合、金融機関は当該通知書の写しによりあっせん機関に報告する。

変更事項

… 住所, 組織, 合併, 商号, 氏名, 法人代表者, 貸付利率の引上げ, 根抵当権の設定者

##### <事務手続きの流れ>



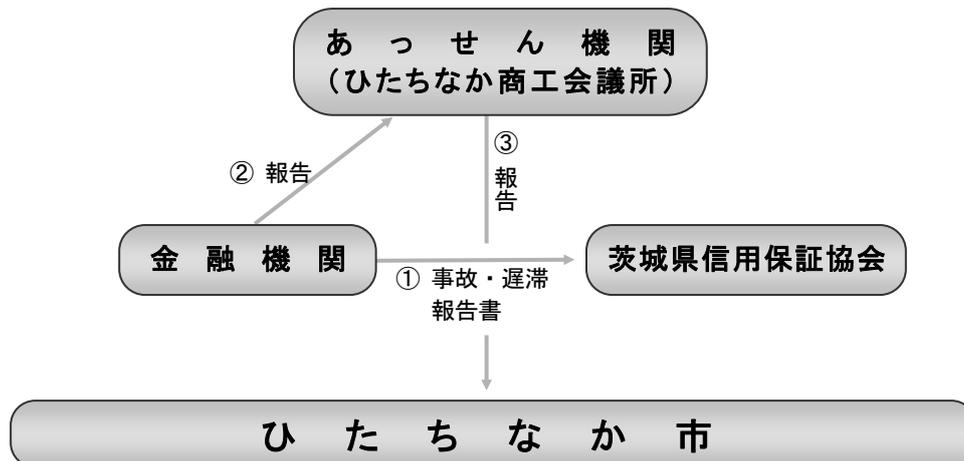
※ ひたちなか特別融資の条件変更についても、上記の事務手続きにより行う。この場合、「保証条件変更申込書」は市町村金融用を代用する。

## (2) 事故・延滞

金融機関は、中小企業者に債務履行を困難とする事実が発生し、茨城県信用保証協会にその状況を「事故・延滞報告書」により報告した場合、当該報告書の写しによりあっせん機関に報告する。

あっせん機関は、金融機関からこの報告があった場合、当該内容についてひたちなか市に報告する。

### <事務手続きの流れ>



5-4. 必要書類一覧

様式名		自治金融	特別小口保証	振興金融	ひたちなか特別	備考
申込者共通書類	信用保証委託申込書	○	○	○	○	該当するものは全て記載すること。
	信用保証委託契約書	○	○	○	○	
	市税の納税証明書 (納期到来分の市税に未納がないことの証明)	○		○	○	申込日前3ヶ月以内に取得したもの。 非課税者の場合は非課税証明書。
	納税証明書(2年分)		○			市県民税・固定資産税・軽自動車税。保証人のものについても提出すること。
	不動産評価証明書又は公租公課証明書、固定資産税の納税通知、名寄帳のいずれか	○	○	○	○	共有名義の場合は、持ち分比率を記載すること。
	保証人の所得額証明書又は源泉徴収票の写し	○	○	○	○	複数所得がある場合は、所得額証明書
	所得税又は法人税確定申告書	○	○	○	○	
	決算書(2期分)	○	○	○	○	法人は勘定科目内訳書1期分
	許可認可証の写し(確認必要業種)	△	△	△	△	新規又は変更があった場合
	手持工事明細表(建設関連業)	○	○	○	○	
	商業登記簿謄本(法人のみ)	△	△	△	△	新規又は変更があった場合
	定款(法人のみ)	△	△	△	△	新規又は変更があった場合
	法人の設立等に関する申告書の写し(受付印押印のもの)	△	△	△	△	法人の支店で市外に本店があり、支店にかかる登記をしていない場合且つ新規又は変更があった場合
	最近時の試算表	△	△	△	△	決算期後6ヶ月経過の場合
	経営改善計画書	△	△	△	△	経営状態及び融資金額に応じて必要
	宣誓書・営業計画書(飲食業)	△	△	△	△	出店・移転の場合
担保物件の登記簿謄本	△		○	△	担保付きの場合	
設備	見積書又は契約書の写し	○	○	○	○	
	図面	△	△	△	△	建物の新(増)築資金の場合
	建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し	△	△	△	△	建物の新(増)築で建築確認が必要な場合
	土地・建物の賃貸借契約書の写し	△	△	△	△	賃借物件に設備投資をする場合
	建築・改装・設備導入等に関する同意書	△	△	△	△	賃借物件に設備投資をする場合
その他	住民票	○	○	○	○	新規の場合

※ひたちなか商工会議所宛に「個人情報の利用及び提供に関する同意書」も必要になります。

様式名		市内居住者	市外居住者	備考
保証人	不動産評価証明書、固定資産税の納税通知、名寄帳のいずれか	○	○	
	所得額証明書又は源泉徴収票	△	○	市内居住者で不動産を有しない者、又は不動産の所有状況のみでは保証能力が充分であると認めづらい者の場合

○：必要な書類、△：備考欄の条件に該当する場合に必要な書類

### 5-5. 取扱金融機関一覧

金融機関名	支店名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
(株)常陽銀行	ひたちなか支店	〒312-0018	笹野町 1-8-1	273-7111	274-8090
	湊支店	〒311-1221	湊本町 2-22	263-2121	263-4779
(株)筑波銀行	ひたちなか支店	〒312-0052	東石川 1-10-18	273-1725	273-1727
	那珂湊支店	〒311-1221	湊本町 2-18	262-2148	262-2079
水戸信用金庫	勝田支店	〒312-0045	勝田中央 14-8	274-6677	274-6648
	市毛支店	〒312-0033	市毛 808-1	272-1811	274-4893
	佐和支店	〒312-0062	高場 1478	285-6411	285-0433
	中根支店	〒312-0011	中根 894-1	275-7511	275-7782
	那珂湊支店	〒311-1229	湊中央 2-1-24	262-4161	263-6019
茨城県信用組合	勝田支店	〒312-0034	堀口中原 685-3	274-2131	273-2975
	中根支店	〒312-0011	中根 884-12	276-2511	276-1115
	湊支店	〒311-1221	湊本町 6-16	263-3511	263-3512
	勝田中央支店	〒312-0052	東石川 1640-1	273-3311	273-3314
	佐和支店	〒312-0062	高場 1-2-36	285-1257	285-1258
	田彦支店	〒312-0052	東石川 3527-3	275-0211	275-0213
常陸農業協同組合	勝田支店	〒312-0023	大平 1-20-1	273-3711	273-3717

### 5-6. 関係機関一覧

団体名		郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
ひたちなか市	経済環境部 商工振興課	〒312-8501	東石川 2-10-1	273-0111	276-3072
ひたちなか 商工会議所	本所	〒312-0045	勝田中央 14-8	273-1371	275-2666
	那珂湊支所	〒311-1244	南神敷台 17-6	263-7811	263-6859
茨城県信用保証協会		〒310-0801	水戸市桜川 2-2-35	224-7812	231-8709



ひたちなか市中小企業融資制度 様式2

中小企業者名 \_\_\_\_\_

前回申込み時に様式2を提出している場合は、その内容を下段に記すこと。

(前回作成日： 年 月 日)

(単位：千円)

		1年前 ( 期*)	直近期末 ( 期)	1年後 ( 期)	2年後 ( 期)	3年後 ( 期)
①	売上高					
②	売上原価					
③	売上総利益 (①-②)					
④	販売費及び 一般管理費					
⑤	人件費					
⑥	営業利益 (③-④-⑤)					
⑦	営業外収入					
⑧	営業外費用					
⑨	経常利益 (⑥+⑦-⑧)					
⑩	(法人)特別損益 (個人)専従者給与					
⑪	当期利益 (⑨-⑩)					
⑫	従業員数					
⑬ 資金調達額	当行					
	他行					
	その他					
	合計					

※個人の場合は、( 年分)とみなす。

## 資 金 繰 表

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

(単位：千円)

(作成日：           年    月    日)

前月より繰越 (A)		月(実)	月(実・予)	月(実・予)	月(実・予)	月(実・予)	月(実・予)	
収 入	売上・売掛現金入							
	受取手形立入金							
	雑収入							
	計 (B)							
支 出	買掛金現金払							
	支払手形決済							
	人件費							
	諸経費							
	積立・掛金							
	その他							
	借入金返済	当行	短期					
			長期					
		他行	短期					
			長期					
	支払利息等							
計 (C)								
当月過不足額 (D) = (A + B - C)								
資金調達	借入金	当行	短期					
			長期					
		他行	短期					
			長期					
	その他							
計 (E)								
翌月繰越 (D + E)								
その他	売上高							
	受取手形入手高							
	支払手形発行高							
備考	(特記事項又は改善策)							

建築・改装・設備導入等に関する同意書

(融資申請者氏名) \_\_\_\_\_ の (建築・改装・設備導入等) については、異議がなく同意します。

1 土地の関係権利者

所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同 年	意 月	日	同意者の住所氏名	印	備考

2 建築物の関係権利者

所在及び地番	用途	床面積	権利の種別	同 年	意 月	日	同意者の住所氏名	印	備考

備考

- 1 最終の同意権者を得られない場合には、別に疎明書を添付する旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 3 「権利の種別」欄には、使用権・貸借権・抵当権その他事業の妨げとなるものを記入すること。

## 6. 融資関連補助制度

### 6-1. ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助制度

#### (1) 目的

市内において新たに事業を開始する者又は新たに事業を開始して間もない中小企業者に対し、支払った信用保証料の一部又は全部を補助することにより地域への新たな産業の創出を支援し、もって地域産業の活性化及び雇用の確保を図ることを目的とする。

#### (2) 補助対象者

①の法人又は②の個人であって、③及び④に該当するものであり、市長が適当と認めたものとする。

①次のいずれかの要件に該当する法人

- ・市内に事業所を有すること。
- ・市内に事業所を開設すること。

②次のいずれかの要件に該当し、市内に居住する個人

- ・市内に事業所を有し事業を行っていること。
- ・市内に事業所を開設し事業を開始すること。

③茨城県創業支援融資制度要項又は茨城県女性・若者・障害者創業支援融資制度要項（平成29年3月31日付け産政第463号茨城県商工労働観光部長通知別添。）に定める融資（以下「融資」という。）を受け、茨城県信用保証協会に信用保証料を支払った者

④納期到来分の市税に未納がない者

#### (3) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、融資を受けた日から茨城県信用保証協会が定めた保証料支払終了日までに支払った信用保証料のうち、原則として補助金の交付の申請をする日の属する年度の前年度の1月1日から当該申請の日までのもの（既に補助金の交付を受けたものを除く。）とする。

#### (4) 補助金限度額

融資を受けた者が茨城県信用保証協会に支払った信用保証料の額の2分の1の額に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、融資を受けた者のうち、ひたちなか市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を修了した者に対しては、当該融資を受けた者が茨城県信用保証協会に支払った信用保証料の額の全額に相当する金額とする。

#### (5) 補助金の交付対象期間

融資を受けた日から茨城県信用保証協会が定めた保証料支払終了日までとする。

## (6) 補助金交付申請に必要な書類等

- ・ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金交付申請書（様式第1号） …P.30参照
- ・信用保証書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ・信用保証料計算書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ・信用保証料支払証明書（様式第2号） …P.31参照
- ・市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ・特定創業支援等事業修了証明書の写し（ひたちなか市創業支援等事業計画に定める特定創業支援等事業を修了した者）
- ・その他市長が特に必要とするもの

ひたちなか市長

殿

申請者 住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金交付申請書

ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金について、交付を受けたいので、ひたちなか市創業活動支援融資信用保証料補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	信用保証料額（利用者負担額）	_____	円
2	信用保証料返還額	_____	円
3	補助金交付申請額	_____	円
4	茨城県創業支援融資額	_____	円
	茨城県女性・若者・障害者創業支援融資額	_____	円
5	事業所所在地	<u>ひたちなか市</u>	

※ 添付書類

- ① 信用保証書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ② 信用保証料計算書の写し（茨城県信用保証協会が発行したもの）
- ③ 信用保証料支払証明書
- ④ 市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ⑤ 特定創業支援等事業を修了した証明書の写し（特定創業支援等事業に該当する場合）

殿

金融機関名

印

信用保証料支払証明書

標記の件について、下記のとおり信用保証料を受領したことを証明します。

記

- |   |                       |         |
|---|-----------------------|---------|
| 1 | 信用保証料総額               | _____ 円 |
| 2 | （一括払い） 信用保証料納入額       | _____ 円 |
| 3 | （分割払い） 信用保証料納入額（第 回分） | _____ 円 |
| 4 | 返納された信用保証料額           | _____ 円 |

## 6-2. ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給制度

### (1) 趣 旨

市内における創業を促進し、創業者の経営の安定に寄与するため、株式会社日本政策金融公庫が実施する開業資金融資を受けた者に対し、利子の一部を補給する。

### (2) 利子補給対象者

次のいずれかの要件に該当する法人又は市内に居住する個人とする。

- ・市内に事業所を有し、事業を行っている者であって、開業後1年以内であること。(借入時期や初回の利子支払日の都合等、本人の責めに帰すべき事由がなく、申請時点で開業1年を経過した場合を除く。)
- ・市内に事業所を開設し、事業を開始すること。

### (3) 交付対象融資

株式会社日本政策金融公庫が行う新規開業に係る融資とする。

### (4) 補給の対象期間

金銭消費貸借契約に基づく第1回利子支払の日の翌日から起算して36か月以内とする。

### (5) 補給金の額及び限度額

補給金の額は、対象期間における支払済利子のうち、年額10万円を限度とし、次に掲げる区分に応じた額とする。

- ・約定利率が1パーセント以上 利率1パーセントに相当する額
- ・約定利率が1パーセント未満 支払済利子に相当する額

### (6) 補給金交付申請\*に必要な書類等

- ・ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書（別記様式） …P.33参照
- ・株式会社日本政策金融公庫が発行する交付対象融資に係る支払済額明細書
- ・市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- ・県税事務所に提出した法人設立届出書又は個人事業の開業届出書の写し（初年度のみ）

\* 毎年12月末日までに支払った利子について、当該年度の1月20日までに提出する。

ひたちなか市長

殿

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金交付申請書（ 年度）

年度ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金について交付を受けたいので、ひたちなか市開業資金融資に係る利子補給金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 支払済利子の金額	金	円
2 補給金交付申請額 (利率1パーセント相当額 又は支払済利子の相当額)	金	円
3 株式会社日本政策金融公庫 開業融資額	金	円
4 事業所所在地		

\* 添付書類

- (1) 株式会社日本政策金融公庫が発行する交付対象融資に係る支払済額明細書
- (2) 市税の納税証明書（未納がないことの証明）
- (3) 法人設立届出書又は個人事業の開業届出書の写し

## 7. 中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」認定基準一覧

	認定基準
第1号	<p>(1) 法第2条第5項第1号（再生手続開始申立等関係） 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、当該申請の時点において法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（再生手続開始申立等事業者）に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。</p> <p>(ロ) 申請者が、当該申請の時点において当該再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。</p>
第2号	<p>(2) 法第2条第5項第2号（事業活動の制限）関係</p> <p>① 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第2号の規定による経済産業大臣の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引を行っている場合において、申請者の総取引規模のうち、当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>(ロ) 申請者が、指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>(ハ) 申請者が、法第2条第5項第2号ハの規定により、経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p> <p>ただし、上記の（イ）から（ハ）までについて、申請者が平成14年3月18日から令和7年3月31日までに認定申請を行う場合にあつては、「原則として1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。」とする。</p> <p>② 指定事業者が金融機関である場合にあつては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。</p>
第3号	<p>(3) 法第2条第5項第3号（地域・業種）関係 次の各号に該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること。</p> <p>(ロ) 法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由（以下「災害等」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p>
第4号	<p>(4) 法第2条第5項第4号（地域）関係 次の各号に該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>(ロ) 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。</p>

	認定基準
第5号	<p>(5) 法第2条第5項第5号(業種)関係 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。</p> <p>ただし、その申請者が平成23年4月1日から令和7年3月31日までに認定申請を行う場合にあつては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業にあつては、施行の日から、令和2年経済産業省告示第36号により経済産業大臣が指定した事由として指定した期間(経済産業大臣が延長したときは、その延長した期間を含む。)の間、「最近3か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること」とあるのは、「原則として最近1か月間の売上高又は販売数量(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること」とする。</p> <p>(ロ) 申請者が、法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。</p>
第6号	<p>(6) 法第2条第5項第6号(破綻金融機関等)関係 法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。</p>
第7号	<p>(7) 法第2条第5項第7号(金融取引の調整)関係 次の各号に該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関(以下「指定金融機関」という。)と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。</p> <p>(ロ) 申請者の指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。</p> <p>(ハ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。</p>
第8号	<p>(8) 法第2条第5項第8号(金融機関の貸付債権の譲渡)関係 次の各号に該当すること。</p> <p>(イ) 申請者が、株式会社整理回収機構(東京都千代田区丸の内3丁目4番2号)又は株式会社産業再生機構に当該申請者に対する貸付債権が譲渡(信託を含む。)されたことを確認できる書類(金融機関から送付された債権譲渡通知書等)を有していること。</p> <p>(ロ) 申請者の金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。</p> <p>(ハ) 申請者が、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成し、その実行に努めていること。</p> <p>(ニ) 申請者が、株式会社整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること又は株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号)第22条第3項に規定する支援決定を受けていること。</p>

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の申請手続きについて

### ◇ 提出書類

- (1) 認定申請書（様式）
- (2) 売上明細表
- (3) 営業業種の証明書類及び事業所所在地が確認できる書類（商業登記簿謄本の写し。または許認可証の写し。）

### ◇ 認定基準

- 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- 法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

### ◇ 注意事項

- (1) 証明書類については、原則として、商業登記簿謄本または公的機関による許認可証の写しを提出すること。
- (2) 商業登記簿謄本に記載される業務内容は、現に営んでいる業務内容と同一であること（記載事項を変更している場合、変更前の謄本は不可とします）。また、謄本の発行日は、申請日から概ね1年以内のものであること。
- (3) 公的機関による許認可証は、許認可の期間が設定されている場合は、当該許認可の期間内のものであること。
- (4) 商業登記簿謄本、許認可証のいずれも存在しない場合は、確定申告書など、営業業種が記載されている文書の写しを提出すること。
- (5) 売上高の計算に用いる最近1か月間とは、原則として申請月の前月とすること。
- (6) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先      ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課  
TEL 029-273-0111（内線1342） FAX 029-276-3072

令和5年10月1日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証4号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いします。

当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

様式第4

中小企業信用保険法第2条第5項  
第4号の規定による認定申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 事業所所在地 \_\_\_\_\_  
事業所名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1. 事業開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
2. (1) 売上高等
- (イ) 最近1か月間の売上高等
- $\frac{B-A}{B} \times 100$  減少率 \_\_\_\_\_ % (実績)
- A: 災害等の発生における最近1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- B: Aの期間に対応する前年1か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- (ロ) 最近3か月間の売上高等の実績見込み
- 減少率 \_\_\_\_\_ % (実績見込み)
- $\frac{(B+D)-(A+C)}{B+D} \times 100$
- C: Aの期間後2か月間の見込み売上高等 \_\_\_\_\_ 円
- D: Cの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円
3. 売上高等が減少し、又は減少すると見込まれる理由

(留意事項)

- ①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ②市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

## 売上明細表

(中小企業信用保険法第2条第5項第4号関係)

A. 災害等の発生における最近1か月間の売上高

年 月の企業全体の売上高	(A) 円
--------------	-------

B. 災害等の発生における最近1か月間の前年同期の売上高

年 月の企業全体の売上高	(B) 円
--------------	-------

(イ) 最近1か月の売上高の減少率(実績)

$$\frac{B - A}{B} \times 100 = \quad \%$$

C. Aの期間後2か月間の見込売上高

年 月の企業全体の売上高	円
年 月の企業全体の売上高	円
合計	(C) 円

D. Cの期間に対応する前年同期の売上高

年 月の企業全体の売上高	円
年 月の企業全体の売上高	円
合計	(D) 円

(ロ) 最近3か月間の売上高の減少率(実績見込み)

$$\frac{(B + D) - (A + C)}{B + D} \times 100 = \quad \%$$

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所所在地  
事業所名  
代表者名

⑩

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ①, ②, ③）（業種）の申請手続きについて

### ◇ 提出書類

- (1) 認定申請書
- (2) 売上明細表
- (3) 営業業種の証明書類及び事業所所在地が確認できる書類（商業登記簿謄本の写し、取扱っている製品・サービス等を疎明できる書類または指定業種にかかる許認可証の写し等）

### ◇ 認定基準

#### (イ)

- 法第2条第5項第5号の規定による経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者
- 最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少していること。  
ただし、その申請者が平成23年4月1日から令和7年3月31日までに認定申請を行う場合にあっては、「最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。」とする。

### ◇ 注意事項

- (1) 指定業種に属することの証明書類については、原則として、商業登記簿謄本（コピー可）または公的機関による指定業種にかかる許認可証の写しを提出すること。
- (2) 商業登記簿謄本に記載される業務内容は、現に営んでいる業務内容と同一であること（記載事項を変更している場合、変更前の謄本は不可とします）。また、謄本の発行日は、申請日から概ね1年以内のものであること。
- (3) 公的機関による指定業種にかかる許認可証は、許認可の期間が設定されている場合は、当該許認可の期間内のものであること。
- (4) 商業登記簿謄本、許認可証のいずれも存在しない場合は、確定申告書など、営業業種が記載されている文書の写しを提出すること。
- (5) 平均売上高の計算に用いる最近3か月間とは、原則として前月までの3か月間とすること。当月10日以降の認定申請において、前々月までの3か月間を平均売上高の計算に用いる場合は、その理由を申告すること。
- (6) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先      ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課  
                 TEL 029-273-0111（内線1342）FAX 029-276-3072

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-①）

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 事業所所在地 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、(注2) \_\_\_\_\_が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)


※表には営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 \_\_\_\_\_ %

A：申込時点における最近3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円(注3)

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 \_\_\_\_\_ 円(注3)

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

## 売上明細表

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ-①）関係）

### 1. 経営の安定に支障が生じている状況

（表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高）

業種(※1)	最近1年間の売上高	構成比
業(※2)	円	%
全体の売上高	円	100%

※1：業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2：指定業種の売上高を合算して記載することも可。

（表2：最近3か月の企業全体の売上高と前年同期の企業全体の売上高）

区 分	最近3か月の企業全体の売上高	前年同期の企業全体の売上高
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	(A) 円	(B) 円

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

⑩

## 様式第5-(イ)-②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 事業所在地  
事業所名  
代表者名

私は、(注2) \_\_\_\_\_業を営んでいるが、下記のとおり、(注3) \_\_\_\_\_が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

主たる業種の減少率 %

全体の減少率 %

A：申込時点における最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 円

全体の売上高等 円

(注1) 本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

(注3) 「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

## 売上明細表

（中小企業信用保険法第2条第5項第5号（イ-②）関係）

1. 経営の安定に支障が生じている状況

（表1：事業が属する業種毎の最近1年間の売上高）

当社の主たる事業が属する業種は \_\_\_\_\_ 業（※1）

業種（※2）	最近1年間の売上高	構成比
業	円	%
業	円	%
業	円	%
業	円	%
全体の売上高	円	100%

※1：最近1年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2：業種欄には，日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

（表2：最近3か月の主たる事業の売上高と前年同期の主たる事業の売上高）

区 分	最近3か月の主たる事業の売上高	前年同期の主たる事業の売上高
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	(A1) 円	(B1) 円

（表3：最近3か月の企業全体の売上高と前年同期の企業全体の売上高）

区 分	最近3か月の企業全体の売上高	前年同期の企業全体の売上高
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	(A2) 円	(B2) 円

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

⑩

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-③）

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 事業所所在地 \_\_\_\_\_  
 事業所名 \_\_\_\_\_  
 代表者名 \_\_\_\_\_

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、(注2) \_\_\_\_\_ が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

(表)


※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$\frac{B-A}{D} \times 100$	割合	% (5%以上)
A：申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等	_____	円
B：Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等	_____	円
D：Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等	_____	円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$\frac{D-C}{D} \times 100$	減少率	%
C：Aの期間全体の売上高等	_____	円
D：Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等	_____	円

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者の全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

## 売上明細表

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号(イ-③)関係)

1. 経営の安定に支障が生じている状況

(表1: 売上高が減少している指定業種の売上高)

当社の売上高が減少している事業が属する業種は

業, 業, 業(※1)

区 分	最近3か月の上記業種の売上高	前年同期の上記業種の売上高
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	(A) 円	(B) 円

※1: 売上高の減少を把握できている指定業種のための記載でも可。

(表2: 最近3か月の企業全体の売上高と前年同期の企業全体の売上高)

区 分	最近3か月の企業全体の売上高	前年同期の企業全体の売上高
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合 計	(C) 円	(D) 円

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者名

㊞

**中小企業信用保険法第2条第5項第6号（破綻金融機関等）  
の申請手続きについて**

◇ 提出書類

- (1) 認定申請書（様式第6）
- (2) 破綻金融機関からの借入金等の分かるもの（過去1年以内の残高証明書又は決算書の写し）\*

◇ 認定基準

- 法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者

◇ 注意事項

- (1) 破綻金融機関と金融取引のあることの証明書類については、破綻金融機関の融資残高証明書（コピー可）または決算書（破綻金融機関からの借入の分かる部分）を提出すること。
- (2) 残高証明書の場合は発行日、決算書の場合は決算期末日が、申請日から1年以内のものであること。
- (3) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先            ひたちなか市役所   経済環境部   商工振興課  
                         TEL 029-273-0111（内線1342）  
                         FAX 029-276-3072

中小企業信用保険法第2条第5項  
第6号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

私は(注) \_\_\_\_\_ が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 (注) \_\_\_\_\_ に対する借入

年 月 日付の(注) \_\_\_\_\_ に対する借入れ額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 金融機関の名称を記入する。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。

## 中小企業信用保険法第2条第5項第7号（金融取引の調整） の申請手続きについて

### ◇ 提出書類

- (1) 認定申請書（様式第7）
- (2) 経済産業大臣が指定する金融機関を含むすべての取引金融機関からの総借入金残高の分かるもの（直近及び前年同期における全取引金融機関からの借入残高証明書）

### ◇ 認定基準

- 法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関（以下「指定金融機関」という。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
- 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

### ◇ 注意事項

- (1) 指定金融機関を含むすべての取引金融機関からの総借入金残高の分かる書類については、原則として、取引金融機関すべての融資残高証明書（コピー可）を提出すること。また、証明書は、直近の残高及び前年同期の残高にかかるものであること。  
但し、決算書により取引金融機関すべての直近の残高及び前年同期の残高が確認できる場合は、決算書（全取引金融機関からの借入の分かる部分）の提出に代えることができます。
- (2) 直近の残高とは、原則として、申請日から1か月以内のものであること。1か月より前の残高証明書を根拠とする場合は、その理由を申告すること。
- (3) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

- ◇ 提出先      ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課  
TEL 029-273-0111（内線1342）  
FAX 029-276-3072



## 委 任 状

私は、中小企業信用保険法第2条第\_\_\_\_\_項第\_\_\_\_\_号の認定に係る事務の  
一切の権限を\_\_\_\_\_に委任します。  
(銀行名, 支店名, 氏名)

年 月 日

申請者

事業所所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印